

質の高い情報開示義務化に向けて (概略版)

2023年9月

本和文ポリシーブリーフは、英文ポリシーブリーフ「Shaping High-Quality Mandatory Disclosure」から主な分析と提言を抽出翻訳して概略版として作成したものです。全文については[こちらから英語の原文ポリシーブリーフ](#)をご覧ください。

序文



Pietro Bertazzi
Global Director,
Policy Engagement
and External Affairs

私たちは現在、環境行動における最も重要な10年にいます。自然と生物多様性の損失を完全に止めて回復軌道に乗せながら、地球規模で温室効果ガス排出量を半減させるためには、あと7年しか残されていないことを科学が明らかにしています。

この10年、歴史的な公約や約束がなされてきました。それらは大きな進歩ではありますが、変化の速度を加速するためには、政府、企業、その他の非政府アクターによる、迅速で堅固かつ即時の行動が依然として切実に必要とされています。

CDPは、環境情報開示が企業や金融機関による行動の基盤であることを認識しています。環境情報開示により、すべてのステークホルダーがリスク、機会、依存関係、影響を理解して管理できるようになり、社会全体の包括的な観点から進捗を理解および評価するための重要な洞察が得られます。測定しないものは管理することができません。

CDPが企業の環境情報開示の先駆者となって以来の20年間で、環境情報開示は大企業の間において確立されたビジネス規範となり、多くの主要経済国の政策や規制によってますます奨励されています。しかし、私たち全員が直面している環境危機に迅速かつ効果的に対応できるようにするには、環境情報開示が主流になる必要があります。

CDPは、環境に関する国際的な合意と目標の実施を支援するために、情報開示の仕組みの策定とその発展およびCDPの情報開示プラットフォームを通じた企業行動の標準化を促進してきました。また、国際的な環境目標や合意に沿って資本配分のシフトを促進するために、キャピタルマーケットの関係者が必要な環境データにアクセスすることに寄与してきました。基本的な役割を果たしてきたことを誇りに思っています。また、市場の失敗に対処し、レジリエンスを強化するだけでなく、先駆的企業が掲げる野心を活用して政府が規制を策定することも支援してきました。しかし、多くの施策がまだまだ必要であり、政策立案者の行動が必要です。

気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言が採択されて以来、気候関連情報の開示要件に関する政策と規制が急激に増加しています。しかし、政策立案者と民間セクターは依然として、環境問題に総合的に取り組み、気候と自然関連の影響の両方を把握する必要があります。同時に、規制は一貫性、比較可能性、野心を伴う必要があります。気候に特化した政策や規制の殆どは、スコープ3や移行計画などの、企業のネットゼロへの道筋における重要な側面を依然として無視しています。2022年時点でCDPを通じて情報開示を行っている世界中の企業のうち、1.5°Cに整合した信頼できる移行計画を持っている企業は1%未満であり、25%は今後2年以内に計画を実施することを約束しており、より野心的で包括的な規制の必要性が見て取れます。CDPでは、政策立案者や金融市場規制当局が最も堅固で影響力のある開示規制を義務化することを支援し、豊富なデータ、洞察、専門知識を活用してもらえるよう尽力しています。

2023年になり、大きく発展した政策と企業情報開示の状況に鑑み、私たちは、質の高い情報開示の義務化に関する政策と規制に関する原則、すなわち「HQMD原則」を見直す時期が来たと感じました。

CDPは2021年に、先駆者が気候情報開示の方針と規制を策定および実施し始めた時期に「質の高い情報開示義務化 (High-Quality Mandatory Disclosure、以下HQMD)」の概念を策定し、これは私たちの活動方針を形成するのに重要な役割を果たしました。一例として、国連生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) に向け、Business for Natureを通じて行った“Make it Mandatory”キャンペーンが挙げられます¹。また、CDPが活動する国や地域における政策立案者や金融市場規制当局との個別エンゲージメントにも繋がりました。さらに、私たちは特に国際金融公社 (IFC) や国連の「持続可能な証券取引所イニシアチブ」²と協力して、新興経済国と協働するための基盤としてこの概念を活用してきました。2023年になり、大きく発展した政策と企業情報開示の状況に鑑み、私たちは、質の高い情報開示の義務化に関する政策と規制に関する原則、すなわち「HQMD原則」を見直す時期が来たと感じました。

このポリシーブリーフでは、質の高い情報開示に関する政策と規制の基本となるべき原則を提案します。これにより、情報開示の持つ潜在力が最大限に発揮され、持続可能な開発のための2030アジェンダ、パリ協定、生物多様性枠組等で設定されたグローバルな環境目標に向けて経済を推進させることができます。HQMD原則を活用して、世界で最も大きく影響力のある経済圏 (G20に主要な国際金融ハブを加えた経済圏) における既存の政策や規制を調査し、区域間で相互に影響を与える新たなベストプラクティスを特定することで、管轄区域の枠を超えた規制アプローチを提案します。本ブリーフは環境情報開示に焦点を当てていますが、この原則は、より広範なサステナビリティ開示に関する政策と規制を検討している政策立案者や規制当局にとって役立つものになっています。

この報告書は、質の高い情報開示義務化に関する企業の体制導入を加速させることで、政策立案者や金融市場規制当局に加え、企業、金融機関、市民社会に対して、透明性を推進するために堅固かつ協調的な措置を講じる行動をいち早く呼びかける役割を果たします。

CDPは、協力的な取り組みと揺るぎないコミットメントを通じて、環境情報開示がネットゼロかつネイチャーポジティブな世界経済への移行を促し、持続可能な意思決定を形成し、最終的には現在および将来の世代のために地球を守るために、効果的な手段として機能することを確実にしていきます。



グローバルディレクター
Policy Engagement and External Affairs

1. For the full list of members of the campaign: <https://www.businessfornature.org/make-it-mandatory-campaign>, see <https://www.businessfornature.org/make-it-mandatory-campaign>
2. [Analys is of Best Practices in Environmental Disclosure Policies \(ifc.org\)](https://www.ifc.org/best-practices).

目次

5	質の高い情報開示義務化に関する政策と規制のための取り組み
5	背景と根拠
6	CDPのHQMD原則
11	G20+における環境情報開示の現状背景と根拠
11	方法論
13	G20+における気候、水、生物多様性関連の開示政策と規制の動向
19	質の高い情報開示の義務化に向けた取り組みにおける重要な教訓
22	質の高い情報開示義務化促進におけるCDPの役割
22	包括的な開示規制に対する市場の準備
26	環境情報開示に関する政策および規制に対する非政府アクターの進捗状況
27	まとめ

本和文ポリシーブリーフは、英文ポリシーブリーフ「Shaping High-Quality Mandatory Disclosure」から主な分析と提言を抽出翻訳して概略版として作成したものです。全文については[こちらから英語の原文ポリシーブリーフ](#)をご覧ください。

質の高い情報開示義務化に関する政策と規制のための取り組み



2022年だけでも、

18,600+

の企業がCDPを通じて
気候に関して情報開示
した一方、

1,043

企業だけがフォレストに
ついて報告し、

3,908

企業だけが水セキュリ
ティについて報告しまし
た。

背景と根拠

環境情報開示は、企業行動に影響を与えるだけでなく、より持続可能な活動への金融資本の配分を導き、キャピタルマーケットの関係者がより適切な情報に基づいた意思決定を行うために必要な／不可欠な情報を提供し、地球規模の環境課題に対する前進を可能にします。同時に、環境情報開示は、民間セクターのアクターに対する説明責任を高めるための重要なステップとして機能します。

2022年だけでも、18,600社以上の企業がCDPを通じて気候に関する情報を開示しましたが、フォレストと水セキュリティについて報告した企業は、それぞれわずか1,043社と3,908社でした。自発的な気候情報の開示は定量的に明らかに進展がありますが、それらの情報の深さと範囲は依然として限定的です。たとえば、企業のネットゼロへの取り組みの重要な要素であるスコープ3の情報を提供した企業は、4,220社（23%）のみでした。これらは、自主的な情報開示だけでは十分ではないことを示唆しています。

政府は政策と規制によってこれらの問題に対処し始めています。サステナビリティ開示に関する政策と規制は、開示を一般的な慣行にするための重要な推進力であり、最終的には透明性の文化を促進し、資本市場と経済全体の変革を加速するのに役立ちます。開示要件が採用されている場合、それにより公平な競争条件が形成されます。ただし、次の章で説明するように、アプローチには断片的なところがあり、包括性に欠けています。影響力のある開示フレームワークと基準は、引き続き開示規制の実施を指導する上で役立ちます。政策や規制は、以前に強調したような既存のガイドラインを参考にする必要がありますが、それらを基礎にして、将来の進歩に向けた明確で包括的な方向性を提供することで、それを超えていく必要があります。

現在の開示フレームワークと基準の発展は、セクター毎に焦点を当てるという点で有益ですが、総合的なアプローチを断片化するリスクがあります。実際、さまざまな基準がテーマ別の観点において策定されてきましたが、一貫性を確保し、潜在的なトレードオフに対処し、矛盾を避けるためには、多様なテーマ別アプローチを統合することが重要です。環境問題は相互に関連し相互に強化していることから、総合的な視点を採用することが重要です。

CDPは、より広範囲なサステナビリティ開示に関する政策と規制に活用できる環境情報開示のための原則を定めています。

CDPのHQMD原則

CDPは、現在および将来の規制が可能な限り影響力のあるものとするため、質の高い情報開示義務化 (High Quality Mandatory Disclosure、以下HQMD) に関する主要原則を策定しました。

これらのHQMD原則は、政策立案者や金融市場の規制当局が、包括的で質の高い、かつ効果的な環境情報開示義務制度を設計するのを支援することを目的としています。この原則は環境情報開示のために定められていますが、より広範なサステナビリティ開示のための政策や規制にも活用できます。

この原則は、各国が堅固な環境情報開示政策と規制を設定するためのインスピレーションを与えます。透明性を高め、より優れたリスク管理を可能にし、パリ協定、SDGs、および生物多様性枠組で設定されているグローバルな環境目標に資する経済を推進します。

1 総合的な環境アプローチにより、人々と地球に対するリスク、機会、依存性、影響に対処し、環境保全を確実にする

政策と規制は、サステナビリティ開示とサステナビリティに関連する財務情報の開示の両方に対処する必要があります。これには経済、人々、地球における、組織のリスク、機会、依存関係、影響を含める必要があります^{1,2}。環境全体に目を向けずに気候変動に取り組むことは不可能であることから、開示要件は幅広い環境領域に対応する必要があります。

2 グローバルな開示基準のベースラインに基づいて、管轄区域における開示制度の一貫性と相互運用性を担保する

企業がグローバル市場で事業を展開できるようにするには、異なる国や地域で採用されている開示政策と規制、およびそれらの政策が、依存する開示基準において一貫性を持ち相互運用可能であることが重要です。国の情報開示政策は、グローバル・ベースラインに基づいて策定する「ビルディングブロック」アプローチを取るべきです。

1 In some jurisdictions, this is referred to as double materiality.

2 As agreed by 195 governments and the EU in the Global Biodiversity Framework Target 15.

具体的には、ISSBが資本市場のために策定したIFRS基準、そしてより広範な影響を開示するためにGSSBが策定したGRI基準などに基づいて政策を策定すべきです³。TNFDのようなフレームワークは、グローバル・ベースラインに基づいて構築されており、企業の情報開示をGBFと整合させる方法についての推奨事項とガイダンスを提供します。このようなフレームワークは、基準の策定と革新的な政策に繋がります。ESRSの策定におけるEUやSEC策定における米国の最近の動向にみられるように、特定の地域の基準と情報開示制度が策定される場合には、その管轄区域のニーズに対応する一方で、グローバル・ベースラインとなる基準に基づいて策定されるべきです。このアプローチをとることにより、異なる市場や管轄区域における相互運用性が担保されます。

3 国・地域内の政策全体で開示要件に関する政策の一貫性を担保する

管轄区域内の環境情報開示要件の一貫性を担保するためには、政策の一貫性を持たせることで統一したアプローチを担保し、矛盾を回避することが不可欠です。政策立案者は、統一的かつ総合的な開示制度を構築するために、開示義務の一貫性を促進することを目指すべきです。政策立案者が管轄区域内での一貫性を促進することで、企業とステークホルダーは明確かつ効率的に情報開示の状況を確認できるようになります。同時に一貫した政策は、比較を容易にし、断片化を回避し、サステナビリティに向けた行動をとるための透明性向上と有意義で効率的な行動を促進します。

4 科学に基づかせる

移行の可能性を最大にするためには、環境情報開示が最新の科学に基づいていることが重要です。科学に基づくことにより、報告されるデータの信頼性と妥当性が強化され、情報に基づいた意思決定が促進され、すべての環境課題に対処するための有意義な行動が促進されます。その結果、政策立案者は、企業や金融機関の活動が地球規模の環境目標に沿った信頼できる枠組の中で運営されるようになることを担保することができます。具体的には、2030年までに自然の損失を完全に止めて回復軌道に乗せ、地球温暖化を1.5°Cに抑える目標に沿うことを意味し、国連のハイレベル専門家グループの提言⁴にも一致します。

3. Statement-of-Intent-to-Work-To-Work-Together-Towards-Comprehensive-Corporate-Reporting.pdf(sasb.org).

4. Expert Group on the Net-Zero Emissions Commitments of Non-State Entities|United Nations Secretary-General.

5 すべての企業と金融機関を対象にする

制度の変革を促進するには、開示要件が企業と金融機関を含むすべての民間セクターを対象とすることが最も重要です⁵。コンセンサスの高まりに合わせ、自社の事業を超えたリスク、機会、依存関係、影響が確実に評価されるように、ビジネスのバリューチェーンを含めるべきです⁶。段階的なアプローチとして、大規模な上場企業から始め、時期をずらして広範な経済のアクターを含めることを目指すこともできます。多国籍企業は、親会社、子会社、フランチャイズを含む開示対象範囲を明確に記載し、どの開示が事業のどの部分に適用されるかを明確に分類して開示する必要があります。開示要件を金融機関に拡大することで、政府はポートフォリオ内に環境の観点が完全にカバーされ含有されることを担保でき、金融市場の規制当局はサステナビリティ情報にアクセスできるようになります。中小企業の場合は、中小企業専用の基準を示したり、最初は規制上の負担を軽減したりといった、開示要件の完全適用に移行に向けた段階的なアプローチも規制当局は検討することができます⁷。

6 気候、水、自然の移行計画の開示に対する期待を含める

政府は、企業や金融機関が1.5°C軌道とネイチャーポジティブを実現するビジネスモデルにどのように移行するかを説明するための堅固な期限付きの移行計画⁸を開示要件に含めるべきです⁹。これらの計画は、気候変動、自然の喪失、水の枯渇、汚染、資源の利用といった課題に対して、信頼でき、説明責任があり、回復力のある方法で世界経済が対処していくことを促進するために不可欠です。また、移行計画は、市場原則を効果的に行使するための重要な柱であり、投資家に対して、企業の取締役会や経営陣が企業のビジネスモデルが1.5°C目標に整合し、ネイチャーポジティブな経済において成長する準備ができていることを担保するうえでも不可欠です。

5 Both businesses and financial institutions (FIs), including government-linked entities such as State-Owned Enterprises (SOEs) and Sovereign Wealth Funds.

6 As for example the Global Biodiversity Framework Target 15.

7 CDP and the SME Climate Hub have developed a simplified framework to help SMEs understand and report on the most vital climate-related indicators and encourage immediate climate action. Government should support the development of similar tools for broader environmental issues.

8 The plans should be underpinned by CDP's foundational principles of a credible climate transition plan which include (or at the very least reflect, Accountability, internal coherence, forward-looking, time-bound and quantitative, flexible and responsive, and complete. This is outlined in detail, in CDP's climate transition plan discussion paper, [CDP technical note - Climate transition plans.pdf](https://cdn.cdp.net/cdp-production/cms/guidance_docs/pdfs/000/001/430/original/CDP-technical-note-scenario-analysis.pdf?1512736385). At present, this is focused on climate, but CDP has begun expanding transition planning into broader nature. For more work from CDP around transition plans, see also https://cdn.cdp.net/cdp-production/cms/guidance_docs/pdfs/000/001/430/original/CDP-technical-note-scenario-analysis.pdf?1512736385, https://cdn.cdp.net/cdp-production/cms/guidance_docs/pdfs/000/003/101/original/CDP-technical-note-Climate-transition-plans.pdf?1643994309.

9 "Nature positive" means that we need to halt and reverse nature loss measured from a baseline of 2020, through increasing the health, abundance, diversity and resilience of species, populations and ecosystems so that by 2030 nature is visibly and measurably on the path of recovery. Source: <https://www.naturepositive.org/>

信頼性が高く、適切に詳細を策定する移行計画は、他の開示情報と統合され、短期、中期、長期のマイルストーンと目標が組み込まれています。また、リスクを管理し、経済全体が行動するように支援するためには、移行計画は信頼できるセクター別経路に基づき、SBTi、SBTN、流域管理アプローチなどの科学主導の機関によって認証されるべきです¹⁰。目標と支援策は、バリューチェーン全体で特定したリスク、機会、依存関係、影響に対して組織がどのように対処するかを明確に説明している必要があります。ついては、政府は企業や金融機関に対し、資本、事業活動、研究開発費用に関する支出計画と、それらの計画が目標とどのように整合しているかを開示するよう奨励すべきです。

7 質と信頼性を確保し、外部による検証を求める

開示政策は外部検証を必要とするべきです。開示データの第三者検証により、データの信頼性が向上します。また、開示されたデータに依存するステークホルダーに、より大きな信頼をもたらします。プロセスとガバナンス監視を保証することは、報告されるデータの完全性と正確性に関する信頼性を担保するために重要です。外部の検証の範囲は、特定の側面に対する限定的な検証から、重要な領域に対する「合理性」または「完全性」といったより厳格なレベルまで様々あり、開示政策が最新の状態に保たれ、進展する環境課題の全てに効果的に対処できるようにすることが重要です。重要な開示トピックおよび指標については、政策策定時に、外部の検証を完全に義務付けるべきです。特にマテリアリティ評価が企業に委ねられている場合、その評価のプロセスと結果を合理的に検証することが重要です。

8 強制メカニズムを提供する

企業の説明責任と、報告組織にとって公平な競争の場の構築を促進するために、関連当局は非遵守に対処し強制力を確実にするための措置と財源を確保する必要があります。政府は、非開示が許されない政策環境を作り出すよう努めるべきです。

包括的な開示を実現するための段階的なアプローチとして、「コンプライ・オア・エクスプレイン」メカニズムは貴重なステップとして機能します。このメカニズムは、報告組織が開示要件を遵守するか、非遵守の場合は有効な説明をすることを促し、透明性と説明責任を促進します。規制要件を適切に実施するには、関連機関は規制対象となる特定のトピックに関する内部の専門性を強化するよう努める必要があります。

¹⁰ To note, the high-level Transition Plan Taskforce (TPT) initiative, which has a two-year mandate (2022/2023) to develop good practice for transition plans and associated innovative metrics. The TPT will take forward work to develop transition planning templates that would be suitable for incorporation into regulatory frameworks in the UK. Source: Transition Plan Taskforce-TofR-3.pdf (transitiontaskforce.net).

9 コーポレート・ガバナンス機関の役割を強化する

環境情報開示におけるガバナンス監視に対処する政策は極めて重要であり、企業や金融機関が、環境リスク、機会、依存性、影響をどのように管理および評価するかについての開示を要求することが重要です。開示された情報により、関係者は対象の企業の専門性とトップレベルでの監視体制について明確に理解できるようになります。同時に、最高意思決定組織による環境問題の可視化と、ビジネスモデルと事業へのサステナビリティの組み込みが担保されます。ガバナンスに関する開示には、開示、移行計画、シナリオ活用、財務計画、リスク管理、指標と目標を管理監督する取締役会と経営陣の責任について包括的な説明を含める必要があります。最後に、株主には、例えば年次総会での議決権行使など、明確に定義されたフィードバックメカニズムを通じて移行計画に投票する機会が提供されるべきです。

10 イノベーションと情報開示の成熟度を高めるための環境を育成する

規制は制限されるもの、または単なるチェックリストに落とし込んだりするものとみなされるべきではありません。むしろ、それらは組織が期待を超えて、より野心的で包括的で影響力のある開示と行動を反復的に追求できるようにするための基礎または最低限の要件と見なされるべきです。この視点を受け入れることで、組織は自らのビジネスをより深く理解し、継続的に改善する文化を促進することができます。

G20+における環境情報開示の現状

G20は、世界全体の国内総生産（GDP）の約85%、世界貿易の75%、世界のCO2排出量の約81%を占めていることから^{11,12}、世界的な情報開示義務化の政策および規制の状況を評価するにあたり、重要な基盤となります。

G20諸国における規制は、グローバル経済における重要な範囲を対象にしており、大きなインパクトをもたらす可能性があります。このポリシーブリーフでは、EUが欧州経済の情報開示規制を管轄する中央的な機関であると考え、フランス、ドイツ、イタリアのそれぞれの国々の状況を個別に分析していません。さらに、環境情報開示に関する世界的な規制状況を評価する際に考慮すべき重要な側面として、大きな金融ハブとして機能するシンガポール、香港、スイスを、世界の資本市場の形成におけるその重要な役割を考慮して本分析の対象に含んでいます。ついては、このポリシーブリーフでは、上記の評価対象の国々をまとめて「G20+」と呼びます。

方法論

このセクションでは、G20+における環境情報開示状況を分類するために使用された方法論とプロセスについて説明します。特に、この方法論の三つの重要ポイントである、分析の範囲、環境政策の評価、分類システムについて説明します。

まず、分析の範囲は、対象となる国・地域で公表または既に導入されている最も野心的な開示政策と規制が対象です。それらの政策と規制を特定するために、CDPの2022年水セキュリティ情報開示レポート¹³などの過去の出版物や、過去の机上調査および政策専門家との協議結果も活用しました。

¹¹ [About - Organisation for Economic Co-operation and Development \(oecd.org\).](https://www.oecd.org/)

¹² [G20 Carbon dioxide emissions - German Federal Statistical Office \(destatis.de\).](https://www.destatis.de/EN/Home/Navigation/Navigation.html)

¹³ [Setting the high water mark for mandatory disclosure.pdf \(cdp.net\).](https://www.cdp.net/en/2022/disclosure/water)

第二に、G20+における環境情報開示状況を評価するため、CDPのHQMD原則をガイドラインとして参照しました。HQMD原則に基づいて設定された評価基準は次のとおりです。

- ▼ 対象ステークホルダー
- ▼ マテリアリティ・アプローチ
- ▼ 気候関連、水セキュリティ、生物多様性における開示範囲
- ▼ 開示に関する拘束力（英文レポートの付録3を参照）

最後に、各国・地域とテーマ（気候関連、水セキュリティ、生物多様性）ごとに分類しました。分析結果は、国・地域の進捗状況を地図にして視覚化しました。

表1：管轄区域における最も野心的な開示政策の環境情報開示要件を評価するための分類

分類	説明
開示要件無し	開示政策も規制も存在しない。または既存の政策イニシアチブも開示要件を 含んでいない 。または存在するが、HQMD原則との整合性がほとんどない。
初期段階の開示要件	管轄区域における最も野心的な開示方針と規制は、HQMD原則に部分的に沿った環境情報開示を 促進している 。
発展段階の開示要件	管轄区域における最も野心的な開示方針と規制は、HQMD原則に 十分整合している 。
開示要件のベストプラクティス	管轄区域における最も野心的な開示方針と規制は、HQMD原則との 整合性があり、強化されている 。

G20+における気候、水、生物多様性 関連の開示政策と規制の動向

オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、日本、スイス、英国など、ますます多くの国と地域が、ここ数年で企業や金融機関に対する気候情報開示の義務化に向けて動いています。EU、ブラジル、インド、インドネシアなどの一部の管轄区域では、移行を見据えた、またはより包括的な環境要件を含む気候情報の開示義務を拡大するための重要な措置をすでに講じています。また、G20+の国・地域の殆どが、水と生物多様性関連の情報については限定された開示を要求していることもわかりました。全体として、環境情報開示の現状とCDPのHQMD原則で定義されているベストプラクティスとの間には、依然として大きなギャップがあります。



G20+の

50%

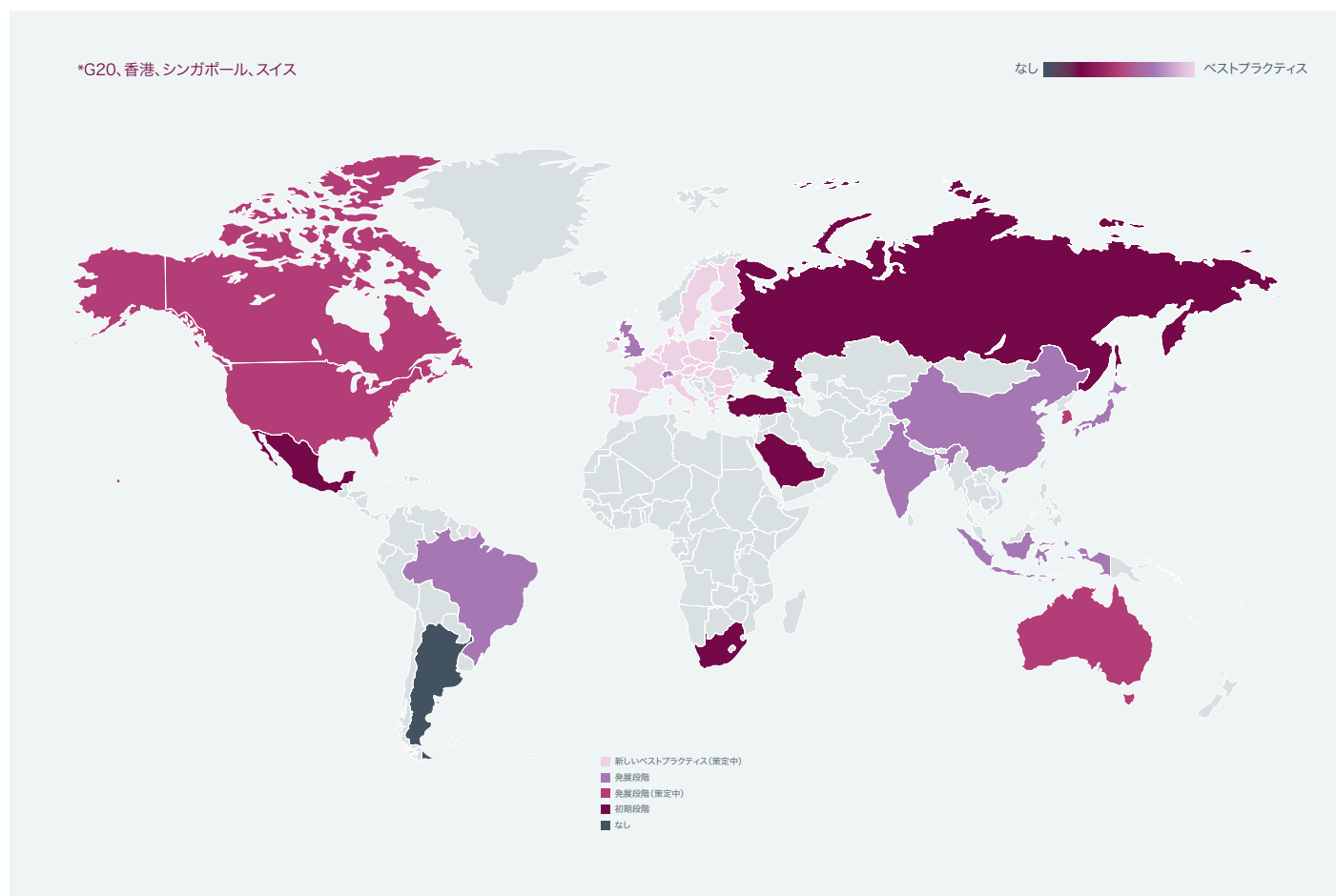
以上の気候関連の
情報開示要件は、
部分的にTCFDに
整合しているか、
完全にTCFDに準
拠しています。



気候

気候関連の財務情報開示の義務化は、G20+全体で標準となる方向に進んでおり（図1を参照）、この傾向は2017年のTCFD提言の公表によるものです。2023年までに、多くの政府、規制当局、証券取引所がTCFD提言を法律、規則、ガイダンスに反映すると考えられます。

G20+の50%以上が、TCFDに部分的に整合しているか、完全に準拠した気候関連の開示要件を策定中、または既に導入しています¹⁵。IFRS S2号はTCFD提言に大きく依存しており、規制においてIFRS S2号が広く採用されることが期待されます。

図1：G20+における気候関連の開示要件¹⁴

15 この調査は、2023年6月30日までに収集されたデータに基づいており、各管轄区域内で発表または既に導入されている最も野心的な開示政策と規制のみを考慮しています。したがって、本マッピングは、純粋に一般的な傾向を示すことを目的としており、網羅的な情報と解釈されるべきものではありません。



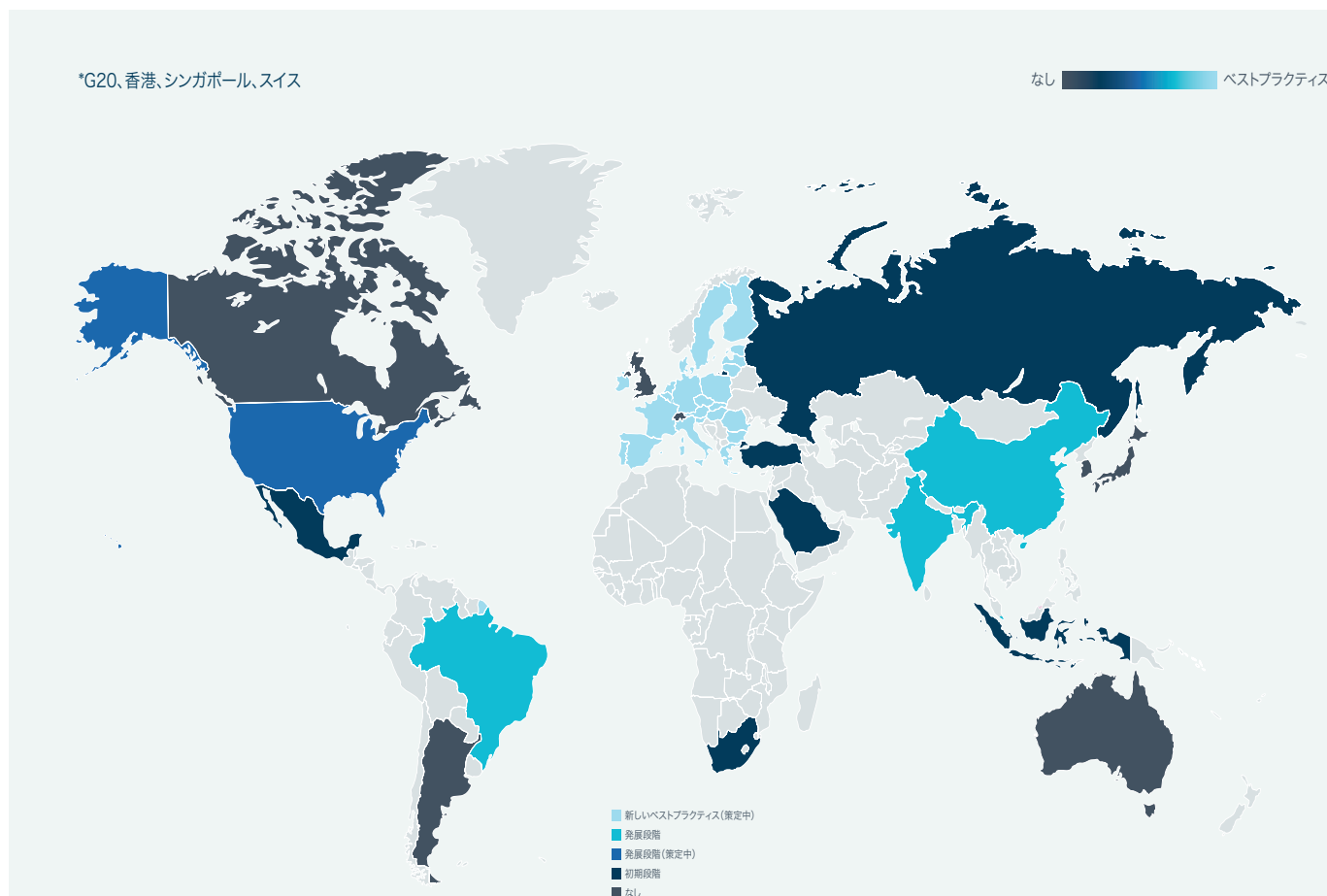
約40%

のG20+は水関連の開示要件を導入済み、または導入中です。

水関連の開示に関する政策と規制は、G20+で徐々に成熟しつつあります（図2を参照）。G20+の管轄区域の約40%は、HQMD原則との整合性が一部あるか、整合性が強化されているレベルでの水関連の開示要件を導入しているか導入中です¹⁶。

分析から、G20+では様々なレベルの水関連の開示要件のあることがわかりました。マテリアルであると判断される場合、EUのCorporate Sustainability Reporting Directive (CSRD) は企業に対し、ESRSに沿った包括的な情報開示を要求します。この開示要求には、ガバナンス、戦略とビジネスモデル、依存関係、影響、リスクと機会、政策、行動計画、利用可能なリソース、および水消費量に関連する目標と指標が含まれます。インドでは、水関連リスクが企業価値に影響を与えるかどうかに関係なく、企業全体の水使用量、排出量、原単位等にした限定的な水関連データの開示を企業に義務付けています。

図2: G20+における水関連の開示要件¹⁷



16 Jurisdictions that have implemented or are in the process of implementing regulations with water-related disclosure requirements that are sufficiently aligned with some or demonstrate an enhanced degree of alignment with the HQMD Principles: Brazil, China, India, US, EU (including France, Germany and Italy) & Singapore.

17 この調査は、2023年6月30日までに収集されたデータに基づいており、各管轄区域内で発表または既に導入されている最も野心的な開示政策と規制のみを考慮しています。したがって、本マッピングは、純粋に一般的な傾向を示すことを目的としており、網羅的な情報と解釈されるべきものではありません。

G20+の水関連の開示要件は依然として断片的であり、不完全です。水の量、水質、生態系への影響や依存関係との関連性等に関する詳細な開示が存在せず、水の効率性と原料単位の指標に主に焦点を当てた既存の開示要件では、環境保全を担保するには不十分です。実際、規制対象の事業体は、水や関連する環境領域への影響や依存を削減しているかどうかをデータ利用者に報告しておらず、流域における取水や汚染による影響や水消費の管理等についても限定的な洞察しか提供していません。

米国など一部の国では、水に関する報告の範囲が気候関連の水リスクに限定されており、水関連のリスク、機会、依存関係、影響に関する現実的な評価が妨げられています。インドや南アフリカ共和国などの国々では、規制当局が開示の中で任意指標と義務指標を区別していることから、国を越えた企業データの比較を困難にしています。EUを除いて、G20+の開示規制は、水関連の影響と企業のバリューチェーンにおけるリスクを考慮していません。このような状況は、企業にとって公平な市場競争を行う障害となり、金融機関が水関連リスクを効果的に管理し分析や評価などに織り込むために必要な、一貫性があり、比較可能な、意思決定に役立つデータの収集を困難にします。



いくつかの開示規制では、保全、修復、復元活動に関連する定性および資本的支出の情報が求められます。



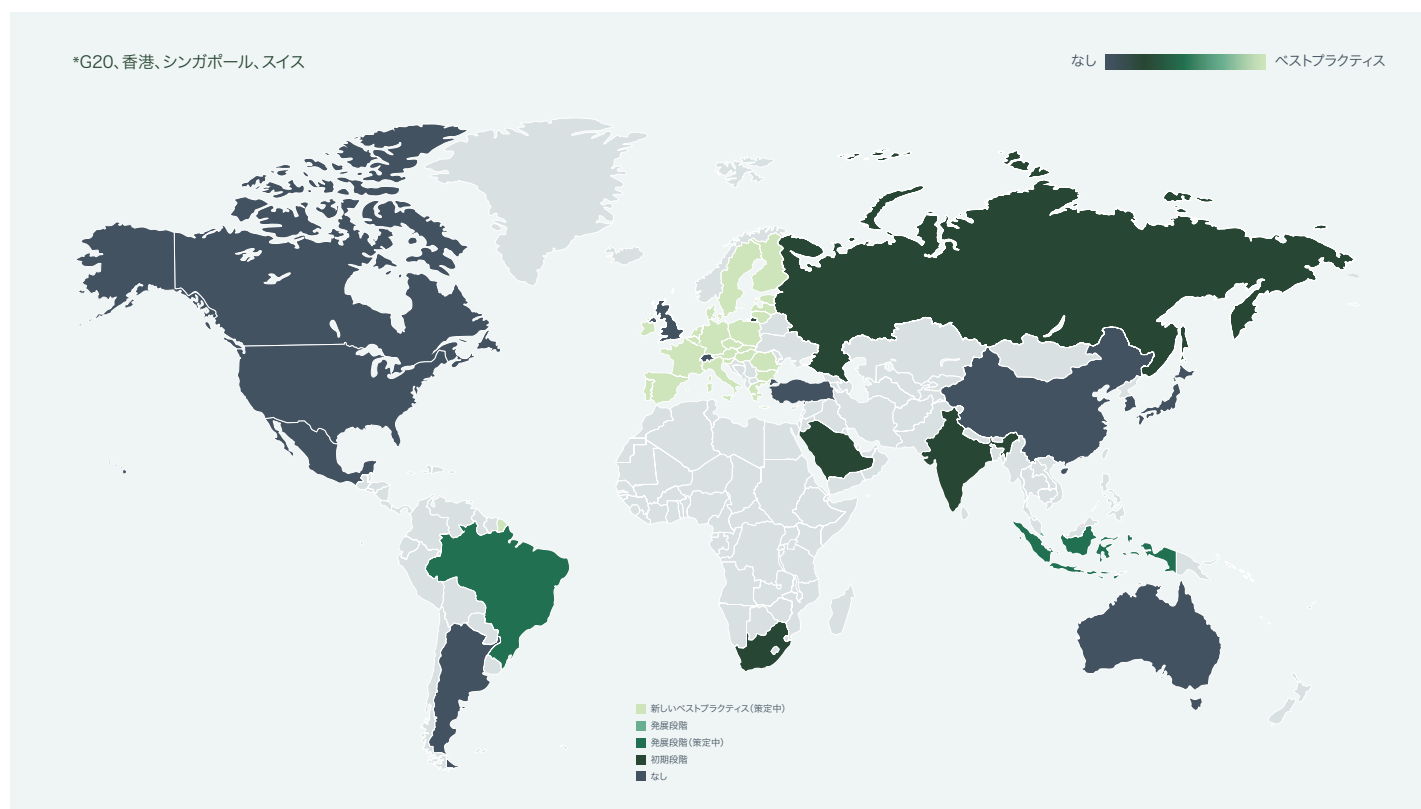
生物多様性

G20+では、生物多様性関連の情報開示は初期段階にあります（図3参照）。ブラジル、EU、インドネシア、シンガポールの四つの国・地域のみが、HQMD原則と十分整合している、または整合が強化された生物多様性関連の開示要件を設定しています。

政策立案者や金融市場規制当局は、生物多様性の損失は対処すべき重要な問題であるとの認識を強めています。既存の生物多様性開示要件は、リスクベースのアプローチ伴う傾向があり、「生態学的に敏感な」または「生物多様性に関して重要な」地域周辺で運営される事業に関する開示を要求することに重点を置いています。

いくつかの国の開示政策では、保全、修復、復元活動に関連する定性情報を要求しています。多くの場合、影響に関する開示は、環境法の遵守、特定の天然資源の消費量、土地利用などの間接的な指標に依存しています。

図3: G20+における生物多様性関連の開示要件¹⁸



18 この調査は、2023年6月30日までに収集されたデータに基づいており、各管轄区域内で発表または既に導入されている最も野心的な開示政策と規制のみを考慮しています。したがって、本マッピングは、純粋に一般的な傾向を示すことを目的としており、網羅的な情報と解釈されるべきものではありません。

EUのCSRDと比較すると、他のG20+では生物多様性に関する開示要件は包括的ではなく、特定の指標や測定基準が欠落しています。生物多様性の指標と測定基準に関する明確性とコンセンサスが世界的に欠如していることが、非EU諸国において開示要件が十分確立していない状況につながっていると考えられます。TNFDやSBTNなどの組織は、コーポレートガバナンス、戦略、リスク管理、目標、移行計画などの重要なテーマに関する方針を策定し、これらの問題に関する明確性と合意の確立に取り組んでいます。

開示政策には、生物多様性とそれに伴うリスクと依存関係に関する明確な定義が欠けていることが多く、「エコシステム」、「天然資源」、「フローラとファウナ（特定の地域に存在する動植物界）」などの用語が同じ意味で使用されることもよくあります。企業は、自社の事業が生物多様性に及ぼす影響を評価し開示するよう求められることはありますが、企業の生物多様性への依存関係、自社の事業に対するリスク、または潜在的な機会についての開示を求められることは殆どありません。いくつかの例外を除いて、サプライチェーンは考慮されておらず、移行計画の開示要件が著しく欠落しています。



G20+におけるプラスチック関連の開示と今後の動向

プラスチック関連の情報開示を求める政策には大きな隔たりがあります。戦略、ガバナンス、リスク管理、および目標に関する開示が、G20+以外の国・地域では殆ど政策や規制でカバーされていません。サプライチェーンの開示や、循環経済への移行計画に関する情報開示も求められていないことが一般的です。

一方、G20+では法整備が進められており、プラスチック関連の質の高い情報開示の義務化への移行の兆候がみられることは頼もしい限りです。EUのCSRD及びその基礎となるESRSがこの動きを主導しています。国際プラスチック条約の策定は、プラスチック政策の展望におけるもう一つの明るい兆しです。プラスチック関連の質の高い情報開示義務を含む、プラスチック関連の様々な政策に関して、国際的に認められたガイダンスが2024年末までに策定されることが予想されます。これは、G20+の枠を超えた世界の国々が、同条約に整合し、調和され、標準化された国内法を整備することを促進するのに寄与すると考えられます。

現在、G20+において調和または一貫したプラスチック関連の開示政策が欠如しているため、エビデンスとデータに重大なギャップが生じています。将来の政策と国際プラスチック条約は発展する方向性を示唆していますが、プラスチック関連の開示については、更なる野心が必要な状況です。

質の高い情報開示の義務化に向けた取り組みにおける重要な教訓

多くの国・地域において、開示要件は気候に重点を置いて始まります。政策立案者や金融規制当局が、気候関連の開示規制の範囲を、他の環境への影響、依存関係、リスク、機会も含めるように拡大しているという初期の兆候があります。この段階的なアプローチは三つの要素によって特徴付けられます。

第一に、気候を超えた環境情報の開示要件は、多くの場合、自社の事業のみであるか、特定のセクターまたは大企業／上場企業のみに適用されるなど、限られた対象に求められることから始まり、段階的に経済全体を対象とする想定で進められます。このようなアプローチは、インドの Business Responsibility and Sustainability Reporting (BRSR)、インドネシアの Financial Services Authority (OJK) 規則第51号、および EU の非財務報告指令 (CSRD に先立つ指令)¹⁹が含まれます。

第二に、政策立案者はハイレベルかつ限定された定性情報を含む開示要件をまず導入し、将来的により詳細で包括的な指標を義務付ける計画を伴わせることが多いです。開示システムのさまざまな構成要素の段階的な導入事例は、ブラジルの決議 BCB139号があります。

最後に、開示要件は導入段階では「コンプライ・オア・エクスプレイン」を基準とし、時間の経過とともに選択される指標の開示を義務化するための足がかりとして機能します。この傾向は、事例として香港の証券取引所における気候情報開示規則の厳格化に見られ、将来的にはより広範な環境への影響に適用されることが予想されます。

プラスチックと生物多様性に関する現在の開示要件は、水、特に気候に関する開示要件に後れを取っています。開示要件には、国・地域によって大きな差異があります。同様に、政策策定者または規制当局によって規定されるべきである、開示される情報の定義、比較可能性、アクセス、質の保証においても大きな差が見られます。

¹⁹ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/654213/EPRS_BRI\(2021\)654213_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/654213/EPRS_BRI(2021)654213_EN.pdf)

72

世界の証券取引所が発行体向けにESGガイダンスを策定しています。変化する世界の政策情勢に歩調を合わせ、証券取引所は、自然関連の報告を気候報告のレベルに引き上げるためのより詳細なガイダンスを提供し導入するべきです。

気候・環境情報開示規定の不在は、現状次のような障害を生じています。

- ▼ 投資家が自然関連のリスクを分析や評価などに織り込むことを妨げている
- ▼ 環境への影響を完全に組織の財務上の意思決定に組み込むことを妨げている
- ▼ 金融不安から身を守るものではない
- ▼ グローバルまたは地域の環境問題に十分に対処できない

G20+の規制において、一般的に質を保証する規定が欠如しているため、開示された情報の質と有用性が損なわれています。質の高いデータに依存するキャピタルマーケット関係者や政府にとって、サステナビリティ情報の質の保証は非常に重要です。保証を通じてデータの質が向上すると、企業は環境モニタリングと報告を継続的に改善することができ、ステークホルダー間の信頼性の向上も促進されます²⁰。

証券取引所は、より包括的な環境情報開示に向けた変革を加速する主要な推進力となりえます。証券取引所が、ガイダンスやルールを策定することで、新たなサステナビリティ関連の開示への期待や規制に企業が対処できるよう支援することができます²¹。また、自らのガイダンスと規則が、金融規制当局が同じ管轄区域内で発行するガイダンスと規定を補完し、それらに基づいて構築されるようにする必要もあります。

証券取引所は、公的な環境情報開示規制の策定と採用において歴史的にその中心的な役割を担ってきました。たとえば、2011年に「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースで開示を求めたサンパウロ証券取引所 (B3、当時はBovespa)²²や2016年に「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースのサステナビリティ報告要件を導入したシンガポール証券取引所 (SGX) はその例です。2022年、シンガポール金融管理局 (MAS) はESGファンドに対する開示と報告の要件を導入し、更に進捗しました。

現在、世界中の72の証券取引所が発行体向けのESGガイダンスを策定しています。変化する世界の政策情勢に歩調を合わせ、証券取引所は、自然関連の報告を気候報告のレベルに引き上げるためのより詳細なガイダンスを提供し導入するべきです。重要なことは、大手の証券取引所は、包括的な環境情報開示のルール設定に関するガイダンスの策定以上の行動をとるべきであるということです。国連の持続可能な証券取引所イニシアチブ (UNSSI) のような組織は、環境情報開示のベストプラクティスに向けて能力を構築し、証券取引所間の連携を促進する体制が整っています。

²⁰ [CDP Verification White Paper.pdf](#)

²¹ [PowerPoint presentation \(sseiinitiative.org\)](#)

²² <https://www.b3.com.br/data/files/48/F2/28/76/CFF606107D0F9606790D8AA8/Level-1-Listing-Regulation.pdf>



質の高い情報開示義務化促進におけるCDPの役割

CDPは、非政府アクターの環境データ自主報告における最も包括的なリポジトリです。世界全体で、2022年だけでも20,000近くの組織が情報開示を行い、前年比で40%増加しました。

これには、世界の時価総額の半分以上に相当する18,700社以上の企業が含まれています。しかし、これほど広範な対象をカバーしているにもかかわらず、CDPの開示メカニズムには世界的な企業のほんの一部しか含まれていません。さらに、CDPを通じて報告されるデータの質は非常に多様です。したがって、環境情報開示の義務化に向けて進むことがクリティカルです。次のセクションでは、CDPデータから得られたエビデンスを活用して開示プラクティスについて評価します。CDPデータから収集した洞察は、課題を理解し、リーダーシップとベストプラクティスを活用する機会を政策立案者に提供し、確かなエビデンスに基づいた政策の策定、改善、実施を支援します。

包括的な開示規制に対する市場の準備



気候変動

18,600+

を超える企業が開示し、
2021年の

13,000+社

から増加しました。

CDPが企業の環境情報開示におけるパイオニアとなって以来20年以上が経過し、気候関連の開示は標準的な慣行となりました。TCFDに完全に準拠し、気候関連開示IFRS S2号も統合されるCDPの開示プラットフォームは、企業が将来導入される規制に備え、最も質が高く、影響力のある枠組や基準に基づいた開示への準備を行うことをサポートします。

2021年には13,000社以上であったのに対し、2022年には18,600社以上の企業がCDPを通じて気候関連データを開示しました。このうち68%が気候関連のリスクと機会を特定、評価、管理するプロセスを整えており、さらに、74%が既に気候関連のリスクと機会を特定しました。これらの数字は、気候関連課題を優先し、それらが自社の事業計画や財務計画にどのような影響を与えるかを開示する企業が増えていることを示唆しています。

一つ以上のスコープ3
カテゴリの排出量を
報告している企業は、
わずか

41%

です。スコープ3
排出量は平均して
事業者自らの排出量の

11.4倍

であることを考慮すると、
懸念すべき数字です。

投資家に対する開示の準備状況は、包括的で質が高く比較可能な企業の環境データの必要性に反映されます。CDPにおいては、バリューチェーン全体の排出量の情報開示が増えています。全世界の報告企業の72%が事業活動上の排出量（スコープ1および2）を報告し、39%がサプライチェーン全体で気候関連の問題についてサプライヤーと協働しています。

しかし、1.5°Cの将来に向けて必要なペースとスケールで進歩を維持するには、さらなる行動をこの重要な10年間に実施することが必要です。少なくとも一つのスコープ3カテゴリの排出量を報告している企業は、わずか41%です。これは、スコープ3の平均排出量が事業者自らの排出量の平均11.4倍であることを考えると、懸念すべき数字です。

TCFD提言との整合に向け明らかな進捗があるにもかかわらず、現在、TCFDに完全に準拠した開示を行っている企業は、わずか約14%にすぎません。さらに、2022年には、1.5°C目標に整合した信頼できる移行計画を策定済の開示企業は1%未満でした²³。CDPは、1.5°C目標に整合した移行計画の策定および実施方法に関する詳細ガイダンスを企業に提供することで、この状況に対処し、より広範なリスク、機会、自然への影響を捉えた、更に総合的な計画を実現するために取り組んでいます。現時点で、4,100社が今後2年以内に移行計画を策定すると発表しています。

4,100社 

が今後2年以内に移行計画を策定すると
公表しました。

2021年の全回答
企業 (3,370社) の
うち、

98%

が水関連のリスクと
機会に晒されている
かどうかを明らかに
しました。

回答企業の

89%

は、事業全体の取水、
排出、消費に関する水
総量データを開示しま
した。



水セキュリティ

CDPの開示プラットフォームは、企業による水関連データの自主的開示がますます一般的になっていることを示しており、すでに行動を起こしている数千の企業にとって、そのような開示の義務化は規制上の負担にならないことを証明しています。

CDPは2009年以来、世界で唯一の企業の水情報開示メカニズムをグローバルで運営しています。CDPを通じて自主的な水情報開示を行う企業数は、2010年のわずか176社から2022年には3,908社へと大幅に増加し、過去5年間は平均で毎年19%増加しています。

2021年には、CDP水セキュリティ質問書回答全企業 (3,370社) の実に98%が、水関連の重大なリスクと機会に晒されているかどうかを明らかにしました。そして、嬉しい傾向として、回答企業の89%が、事業全体の取水、排出、消費に関する水総量データを開示しました。

回答企業の大多数は、水関連の問題を自社のガバナンスと戦略において考慮・組み込むことに積極的です。実際、98%が水関連の問題に関する取締役会の監督責任を明らかにし、水関連の問題が自社の事業戦略に組み込まれて影響を与えたことを確認しました。そして、回答企業の97%が、水関連の目標の設定状況に加えて、目標の定量的指標、ベースライン、開始年と目標年、目標の達成率に関連するデータを共有しました。

98%



の回答企業が、取締役会の監督責任を明らかにし、水関連の問題が自社のビジネス戦略に統合され影響を与えたことを確認しました。

2022年にCDP
の初めての生物多
様性関連の質問
を受け取った企業
(7,700社)の

>87%

が回答することを選択
しました。



生物多様性と森林

CDPが行った、生物多様性に関する自主報告データの過去最大の分析結果は、企業は開示の準備ができていることを示しています。

2022年にCDPを通じて開示されたデータは、多くの企業がネイチャーボジティブなビジネスモデルに移行していることを示しています。CDPが初めて生物多様性データを収集した際、生物多様性関連の質問への回答を要請された8,850社以上の企業のうち、7,700社以上(87%)が回答することを選択しました。注目すべきことに、企業の約3分の1がすでに自社の生物多様性パフォーマンスについて自主的に報告を行っています。報告企業の半数以上(58%)が、生物多様性関連の問題に対する取締役会レベルの監督と経営幹部レベルの責任について明確な規定を策定済、または今後2年以内に策定する計画があります。加えて、企業の31%が生物多様性関連の取り組みを公約または支持しており、さらに25%が今後2年以内にそうする計画があります。そして、報告企業の54%がバリューチェーンの生物多様性への影響を現在評価しているか、今後2年間に評価する予定です。

現在、記録的な数の企業がCDPを通じて森林減少の防止に向けた進捗状況を開示しており、森林関連の開示がますます定着しつつあることを示しています。

2022年には、1,043社がCDPを通じて森林減少の管理について報告し、2017年に比べて報告企業数がほぼ300%増加しました。その結果、森林減少の防止に向けた企業パフォーマンスの透明性はますます高まっており、CDPは現在、企業の森林減少リスクへのエクスポージャーとその管理方法に関する、最も包括的で標準化されたデータセットを保有しています。

2022年に森林減少に関する管理について
CDPを通じて報告した企業数は

1,043社



2017年に比べてほぼ300%増加しました。

環境情報開示に関する政策および規制 に対する非政府アクターの進捗状況

CDPの自主的報告システムを通じた環境データの必要性が、政策立案者、金融機関、企業、その他ステークホルダーの間で緊急かつ高まっています。これは、CDPに報告される環境データに対する経済的および社会的需要の増大から生じており、包括的な環境情報開示の義務化の必要性が高まっていることを示唆します。

CDPと金融機関、企業、その他ステークホルダーとの協業により、包括的な環境データに対する市場の需要が顕著に拡大しました。ますます多くの金融機関、企業、その他ステークホルダーが、組織の意思決定プロセスのために長年にわたってCDPの自主報告システムを通じて開示された企業の環境データを要請し、アクセスし、利用しています。このことは、市場が開示の義務化を要望していることを示します。

746 以上の
投資家と銀行



.....

10%

2023年には、**136兆米ドル**を超える資産を管理する746以上の投資家と銀行が、CDPを通じて企業が環境データを共有することを求めています。これは、2022年と比較するとCDPを通じて開示要請をする金融機関が10%増加したことを意味します。これらの投資家や銀行は、企業の回答にアクセスし、そこから得られるデータや洞察を自社の評価および投資プロセスに組み込むことができます。

280 以上の企業



.....

73%

加えて、CDPのサプライチェーンプログラムを通じて、**6.4兆米ドル**の購買力に相当する280以上の企業が、2022年までに**40,000社**以上のサプライヤーに環境データの開示を要請しました。これは、前年と比較してサプライチェーンによる開示要請が73%大幅に増加したことを意味します。このプログラムを通じて開示されたデータにアクセスすることで、企業はサプライヤーと連携し、潜在的なリスクと機会を特定することができます。CDPのサプライチェーンプログラムメンバーは、科学に基づいた目標を設定し達成するために、プラスチック、森林減少ゼロ、水セキュリティの目標と併せてこれらのデータを利用しています。



まとめ

持続可能な未来に向けて必要とされる行動を起こすための基盤を整備していくうえで、環境情報開示が果たす重要な役割が認識されています。その一方で、自主的な情報開示だけでは本質的に限界があることは明らかなです。

環境情報開示の野心、対象範囲、レベルを高めていくために、また、変化を起こすための情報開示の潜在的な力を最大限に引き出すためにも、情報開示の義務化を通して政策介入がなされることは必要不可欠です。CDPのHQMD原則は、世界の環境の取り組みの現実を反映しています。環境情報開示状況のマッピングからわかるように、G20+では既に様々な取り組みと規制が存在しています。政策立案者は、既存の取り組みと規制の枠組に対してHQMD原則を反映していくことができます。

政策立案者は、堅固な情報開示政策と規制を構築する道のりにおいて、政策の現状評価から、政策の設計、実施、施行、モニタリングまで、あらゆる重要な局面に直面することになるでしょう。堅固な情報開示政策に向けた道のりは、これらの各局面において先進的な政府による教訓から学びながら進むことができます。

環境保全は喫緊の優先事項です。気候関連の情報開示においては顕著な進捗の動きがみられる一方で、水セキュリティや生物多様性を含む他の環境分野においても取り組みを拡大していくことが非常に重要です。並行して、情報開示が一貫したものになるようにするため、政策立案者は、広範で包括的な範囲にわたる環境の課題における様々な枠組を統合し、首尾一貫性を保たなければなりません。

CDPは、政策立案者や規制当局に対し、**政策と規制をHQMD原則に沿ったものにする**ことで、経済にとって有益な政策環境を実現し、グローバルな環境アジェンダへの貢献を可能にすることを提言します。

CDP Contributions:



Authors

Helen Finlay

Global Associate Director, Policy Engagement

Evan Guy

Senior Global Policy Manager, Sustainable Finance

Bianca Barilla

Global Senior Policy Officer, Sustainable Financial System

Frederik Buchholz

Senior Global Policy Officer, Forests

Clare Everett

Senior Global Policy Manager, Climate

Acknowledgements

Pietro Bertazzi

Global Director, Policy Engagement and External Affairs

Thomas Maddox

Global Director, Forests and Land

Cate Lamb

Global Director, Water Security

For more information please contact:

policy@cdp.net

日本語翻訳担当

CDP Worldwide-Japan

水 祥大、山下 恵理子

(翻訳Ver.1、2023年12月版)

Steering committee:

Alex Money

Oxford University

Cheng Ling

IFS Beijing

Farheen Altaf

CDP

Carol Adams

GRI's Global Sustainability Standards Board (GSSB)

Dawn McGregor

China Water Risk (CWR)

Doree Marentette

European Climate Foundation

Ece Özdemiroğlu

eftec

Elisa Tonda

UN Environment Programme (UNEP)

Emma Silver

Minderoo Foundation

Eva Zabey

Business for Nature

Maelle Pellisson

Business for Nature

Ingmar Jürgens

Climate & Company

Max Tetteroo

Climate & Company

Laura Kaspar

Climate & Company

Jessica Omukuti

UN High Level Expert Group (HLEG)

Kirsten James

Ceres

Martine Valcin

IFC

Ralitza Germanova

IFC

Maud Abdelli

WWF

Nic Robins

Grantham Institute

Nick Hepworth

Water Witness

Simon Reddy

Pew Charitable Trusts

Peter Barnett

ClientEarth

Sean Tseng

ClientEarth

Xavier Leflaive

OECD

With thanks to ELLED Scordino De Bellis law firm, with offices in Rome and Milan. Lawyers:

Domenico Luca Scordino

Daniela De Bellis

Giulia Mancini



About CDP

CDP is a global non-profit that runs the world's environmental disclosure system for companies, cities, states and regions. Founded in 2000 and working with more than 740 financial institutions with over \$130 trillion in assets, CDP pioneered using capital markets and corporate procurement to motivate companies to disclose their environmental impacts, and to reduce greenhouse gas emissions, safeguard water resources and protect forests. Nearly 20,000 organizations around the world disclosed data through CDP in 2022, including more than 18,700 companies worth half of global market capitalization, and over 1,100 cities, states and regions. Fully TCFD aligned, CDP holds the largest environmental database in the world, and CDP scores are widely used to drive investment and procurement decisions towards a zero carbon, sustainable and resilient economy. CDP is a founding member of the Science Based Targets initiative, We Mean Business Coalition, The Investor Agenda and the Net Zero Asset Managers initiative. Visit cdp.net or follow us @CDP to find out more.